

土地取引の事前届出制の概要

水源地域内の土地(現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合)の所有権、地上権、地役権、使用貸借権及び賃借権の移転及び設定を対象に事前届出制を導入

- 届出対象 売買、地上権の設定など(相続は対象外)
- 届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- 届出時期 契約を締結しようとする30日前まで
- 届出先 知事
- 記載内容 当事者の氏名・住所、土地の所在地・面積・利用目的など
- 適用除外 国、地方公共団体、森林整備法人への権利の移転は届出不要



県の対応

- 水源地域の保全を図るための助言や適正な土地利用への誘導
- 無届又は虚偽届出、報告義務違反等に対する勧告・公表

土地取引の事前届出制度に関するQ&A

Q1 誰が届け出をするのですか？

A1 水源地域内の土地(現況が森林であって、地目が山林・原野・保安林のいずれか)について所有権、地上権、地役権、使用貸借権、賃借権を現在お持ちの方です。

Q2 どのような場合に届け出が必要になりますか？

A2 上記に掲げた権利を移転又は新たに設定しようとする場合です。

Q3 いつどこへ届け出るのですか？

A3 契約を締結しようとする30日前までに、お近くの県林務関係機関(県庁森づくり課、川越農林振興センター林業部、秩父農林振興センター林業部、寄居林業事務所)に届け出てください。

届出先

下記に記載した最寄りの県林務関係機関に提出してください。郵送可

機関名	所在地	電話番号
埼玉県農林部森づくり課森林企画担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-4312
埼玉県川越農林振興センター林業部	〒357-0021 飯能市双柳353	042-973-5620
埼玉県秩父農林振興センター林業部	〒368-0034 秩父市日野田町1-1-44	0494-24-7215
埼玉県寄居林業事務所	〒369-1203 大里郡寄居町寄居1587-1	048-581-0123

問合せ

埼玉県農林部森づくり課森林企画担当

TEL048-830-4312

FAX048-830-4839

E-mail a4300@pref.saitama.lg.jp

詳しくはWEB⇒

埼玉県水源地域保全条例

検索